

説明資料に関する質問回答表

投稿 No.	ご質問	回答
1	令和 6 年度入札・契約、総合評価の実施方針（案）資料 2 - 1 22ページ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価におきまして、 評価基準として、参加表明者の経験及び能力 配点 1 点 となっております。 参加表明者の経験及び能力は通常、総合評価落札方式やプロポーザル方式の 指名・選定段階の評価基準（入札・業務説明書 別表－ 1）と認識しておりますが、 注意書き※ 4 におきまして ※ 4 総合評価落札方式(簡易型 1： 1) 技術点の満点が100点の場合→ 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点+W.L.B加算点1点とし合計107点 とされており、技術点の評価基準（入札・業務説明書 別表－ 2）となっております。 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価につきましては、 指名・選定段階ではなく技術点の評価基準として設定されるという理解でよろしいでしょうか。 R 6 年中を想定ということで、まだ先かも知れませんがご教示頂けませんかでしょうか。 よろしくお願いします。	ご記載のとおり、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価につきましては、技術点の評 価時に加算点 1 点として計上されます。
2	○ASPについて ・「率に含む」と説明がありましたが、積算や技術審査などの単価契約業務の場合は、実態 との乖離が発生すると考えます。 実態： 期間(年間?)での契約 積算： 金額(業務対象案件)が少ない→率分額の減少(過小の可能性) 金額(業務対象案件)が多い→率分額の増加(過大の可能性) ・「率に含む」と説明がありましたが、積算基準のうち『その他原価α』は変更されると考 えて良いでしょうか。 ・ 積算基準が変更される場合、公表される時期をご教示ください。	・ α は原価（直接経費の積み上げ計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、 3 5 % となっております。 ・ 積算基準については、令和 6 年 4 月 1 日以降入札公告手続きを開始する業務に適用するも のは、国土交通本省ホームページで公表されております。 https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_shien_koubutsukanri.html